Ｎｏ．６５５【２０２５年６月６日配信】

筒井村の発明家・徳差豊治（担当：村上亜弥）

こんにちは。歴史資料室の村上です。

今年は日本の特許制度が始まって 140 年の節目の年です。特許制度は発明を保護・奨励する制度であり、明治 18 年（1885）の「専売特許条例」の公布により始まりました。そこで今日は筒井村（現青森市）の発明家・徳差豊治（1895－1927）をご紹介します。



徳差豊治
(『外ケ浜郷土読本』1935 年 青森県東津軽郡教育会、国立国会図書館デジタルコレクション)

豊治は筒井村の村長を務めた徳差勲（1867－1930）の次男で、筒井尋常高等小学校(現筒井小学校)を卒業後、家業の水車精米業に従事しました。豊治は従来の精米機械には不便な点が多いと感じ、仕事の傍らその改良に取り組み、大正 6 年（1917）に新たな精米機械を完成させました。

大正 6 年 6 月、県の農林課長や東津軽郡長、新聞記者らが豊治のもとを訪ね、機械の運転状況を視察しました。豊治が開発した機械は籾摺り（籾から籾殻を取り除き玄米にすること）を行う装置と選別（籾摺り後の玄米に混ざっているゴミや未熟米などを取り除くこと）を行う装置を組み合わせたもので、既に専売特許を出願しているといいます（大正 6 年 6 月 21 日・25 日付『東奥日報』）。

残念ながらこの発明に対して専売特許は認められませんでしたが、大正 7 年に実用新案登録が認められました。特許制度が比較的高度な発明を対象とするのに対し、実用新案制度は小発明(考案）を対象としています。豊治が開発した機械は小発明に分類されるものだったようです。

但し、昭和 30 年（1955）に発行された特許庁編『特許制度 70 年史』は豊治が開発した機械について「今日一般に用いられている全自動式籾摺調製機のはじめ」と記しています。精米技術の発展に与えた影響は大きかったといえるでしょう。

さて、豊治が開発した機械は「徳差式自動撰別籾摺機」などの名称で販売され、各地で使用されました。東奥日報社編『青森県人名録』（1933 年）には「遠く朝鮮大連等にまで使用される」とあります。

機械の販売で成功を収めた豊治は昭和 2 年、新たに製氷事業を始めました。日本冷凍協会編『冷凍統計』（1934 年）によると、長谷川鉄工所（現長谷川鉄工株式会社）が工場の工事を施工し、昭和 2 年 1 月 15 日に開業したといいます。しかし、豊治は同年 12 月 26 日に病気のため急死してしまいました。その後は父の勲が事業を引き継いだとみられます。

ちなみに、歴史資料室では豊治が開発した機械の模型を所蔵しています。いつか図書館内で公開したいと考えています。

※今回の内容は『月刊みんぱく』平成 17 年 3 月号（国立民族学博物館）などを参考にしています。